

議第52号

京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について

京都市立小学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年 2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市立小学校条例の一部を改正する条例

京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

京都市立正親小学校	京都市上京区浄福寺通中立売下る菱丸町170番地	を
京都市立正親小学校 京都市立御所東小学校	京都市上京区浄福寺通中立売下る菱丸町170番地 京都市上京区新烏丸通丸太町上る錦砂町290番地の 2	に

改める。

附 則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

提案理由

京都市立御所東小学校を設置する必要があるので提案する。